

## 新たな高等教育機関の制度設計の更なる具体化の方向性について(検討案)

### < 審議経過報告「第IV章2.(1)制度の基本設計」 関係 >

#### ①区分制の課程の導入

【審議経過報告における記述 (p18) -----

##### 《制度の基本設計》

##### ア) 学士課程相当の課程を提供する機関

- ・ 当該機関の課程については、4年一貫制のほか、前期2年又は3年、後期2年又は1年の区分制にもできるようにすることを検討する。

- 4年課程における区分制の導入は、前期課程から後期課程へ引き続きの進学だけでなく、前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校)から編入学する、他の高等教育機関を既に卒業し就職等した社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積上げ型の多様な学習スタイルを可能にすることとなる。その制度化に関しては、課程の体系性の確保や、各段階ごとの出口水準の明確化などに留意するとともに、他の高等教育機関の制度との整合を図る観点から、さらに必要な検討を進めるべきである。

#### 〔制度具体化の方向性〕

- 新たな高等教育機関は、実践的な職業教育、社会人の学び直し等の機能に重点化した機関として、独自の制度設計を図り、これにより、既存の大学等との差別化を図るもの。
  - 区分制課程の制度化により、
    - － 多様な学習者に、積上げ式の多様な学習スタイルを提供すること、
    - － 前期課程修了時に職業資格を取得した上で、後期課程においては、有資格者であることを前提とした専門実務実習を行うなど、より実践的な職業教育プログラムを提供すること、  
等を可能とする。
- 区分制課程の制度化・導入に際しての留意事項として、
  - － 後期課程からの編入学については、編入学前に行った学修の内容、実務の経験等と、編入学後の学修内容との接続に留意しつつ、多様な学修歴・実務経歴を有する多様な人材の受入れを図るものとする。
    - ※ こうした観点から、各機関において、適切な学生受入れ方針(アドミッション・ポリシー)を定める。
  - － 前期・後期課程は、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力を育成するものとして、それぞれの修了段階の能力水準を定める。
    - ※ 前期課程の修了時の水準は、短期大学士課程に相当する課程を提供する機関(修業年限2年又は3年)の機関の修了時の水準と同等とする。

## < 審議経過報告「第IV章 2.(2) 具体的設計」関係 >

### ②実習等の割合及び企業内実習等の時間数

【審議経過報告における記述 (p19)】

#### 《教育内容・方法》

- ・ インターンシップをはじめとした企業内実習等や、その他の実習等による授業科目を充実し、座学で学んだ知識も実体験を通じて定着させる。企業内実習など企業等と連携して行う授業等について、質の確保を図りつつ、一定時間以上の履修を義務付けるとともに、これを含めた実習等の科目全体の割合についても、一定割合以上を義務付ける。

〔制度具体化の方向性〕

#### i) 「実習等」又は「演習及び実習等」の単位数割合

- 例えば、各分野の特性に応じ、
  - － 卒業単位数の概ね3～4割程度以上を、「実習等(実習、実技及び実験)」又は「演習及び実習等」の授業科目により履修・修得させるよう、義務付ける。

《参考》大学・短大・高専・専門学校における演習、実習等による授業の割合[現状]

##### 〈実習等の割合〉

- ・ 大学平均14.2%[単位数割合]、短期大学平均19.0%[単位数割合]、  
高等専門学校(専門科目)平均31.8%[時間数・単位割合]、  
専門学校平均35.3%[授業時数割合]※単位数換算では概ね30%

##### 〈演習及び実習等の割合〉

- ・ 大学平均22.0%[単位割合]、短期大学平均32.7%[単位割合]、  
高等専門学校(専門科目)平均40.2%[単位割合]、  
専門学校平均49.4%[授業時数割合]※単位数換算では概ね40%

#### ii) 「企業内実習等」の時間数

- 例えば、各分野の特性に応じ、
  - － 適切な指導体制\*が確保された企業内実習等(以下、単に「企業内実習等」という。)を修業年限×150時間以上履修させるよう、義務付ける等の基準を、分野ごとに定める。

\* 企業内実習等； 企業、医療・福祉施設などの現場に出かけて行う実習(企業内実習)又は、当該機関の附属実習施設のうち、その職業の業務が実際に行われているものの中で行う実習

##### ※企業内実習等の「適切な指導体制」として求める事項(例)

- ・ 当該機関の専任教員による指導・連絡体制の構築
- ・ 企業等との共同教育計画の策定
- ・ 成績評価基準の明確化
- ・ 企業等における指導員の配置
- ・ 日常的な連絡体制の整備(学生が日報作成→指導員が確認→担当教員へ提出など)

### ③実務家教員・研究能力を併せ有する実務家教員の割合

【審議経過報告における記述 (p19)】

#### 《教員組織》

- ・ 各分野の特性にも配慮しつつ、専任の実務家教員を一定割合以上配置するよう義務付ける。
- ・ 理論と実践の架橋を担う教員として、研究能力を併せ有する実務家教員の配置を一定割合以上義務付ける。

〔制度具体化の方向性〕

#### i) 専任の実務家教員の割合

- 例えば、必要専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員(専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者)とするよう、義務付ける。

※ 実務家教員については、その実務卓越性に基づき、教員としての資格を適切に評価。(保有資格、実務上の業績、実務を離れた後の年数等を確認。)

#### 《参考》専門職大学院における実務家教員の定義

「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」

#### 《参考》専門職大学院における実務家教員の割合に関する定め

- ・ 専門職大学院(下記を除く)……おおむね3割以上
- ・ 法科大学院……おおむね2割以上
- ・ 教職大学院……おおむね4割以上

#### ii) 研究能力を併せ有する実務家教員の数

- 例えば、i.)による実務家教員の必要専任教員数のうち、その半数以上は、専攻分野について、新たな機関における研究活動を担うための研究上の能力を有する者とするよう、義務付ける。

### ④分野別質保証の観点を取り入れた評価、情報公表等の導入方法

【審議経過報告における記述 (p20,p23・24)】

#### 《設置認可、評価など質保証における連携》

- ・ 専門団体との連携による分野別質保証の観点を取り入れた評価、情報公表等について、社会のニーズの変化への迅速な対応等も含め、効果的な導入方法を検討する。

#### 《質保証の仕組み》

- …大学体系に位置付くとともに、産業界と連携して教育を行う機関として、情報公表や評価についても、相当の水準を求める必要がある。…

- ・ 大学・短期大学と同様、自己点検・評価、認証評価機関による評価を義務付ける。認証評価に関しては、分野別質保証の観点を取り入れた評価の導入も検討する。

- ・ 情報公表及び評価に当たっては、産業界等をはじめとしたステークホルダーに対し、各機関の教育の質や学生の学修成果をわかりやすく明示していくものとする。そのため、できる限り客観的な指標を取り入れることについて検討する。

## 〔制度具体化の方向性〕

### i) 分野別質保証等を取り入れた評価

- 例えば、分野別質保証の観点からのプログラム評価を取り入れること、機関別評価についても、当該プログラム評価の結果の活用により、効率化を図ること等を含め、効果的な評価の導入を図る。

※ 情報公表、評価に当たっては、学生・企業等の視点からのできる限り客観的指標を取り入れ。

#### 《参考》専門職大学院における認証評価と分野別質保証

##### ・機関別認証評価(大学等の総合的な状況の評価)

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況の評価(7年ごと)

##### ・分野別認証評価(専門職大学院の評価)

専門職大学院の教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況の評価(5年ごと)

〔 文部科学大臣が指定した国際的な評価機関の評価を受審することにより、認証評価機関による分野別評価の受審を不要とする制度もあり(ただし、国際的な評価機関が大臣指定された例は、これまでなし)。〕

※ 中教審・大学分科会大学院部会専門職大学院WGでは、機関別認証評価と分野別認証評価との効率化、認証評価を通じた分野別コアカリキュラムの導入促進等の方策について、検討中。

## ⑤必要専任教員数、備えるべき施設設備、校地・校舎面積に関する基準

### 【審議経過報告における記述 (p22・23)】

#### 《教育条件》

- 新たな高等教育機関の教員数、施設設備などの教育条件については、質の高い高等教育機関として求められる条件を備えるよう、現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮し、その趣旨を取り入れると同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、その特性を踏まえた適切な水準を検討する必要がある。特に、新たな機関では、常に最新の知識・技術等を教育内容に反映できるよう、教員の流動性の確保が重要となるほか、社会人学生も多く受け入れるなどの特性があり、こうした特性に留意した基準の設定が必要となる。なお、高度に専門的な職業教育を行う新たな機関は、各専攻ごとの収容定員が小規模になることも想定される。以上を踏まえ、新たな高等教育機関の教育条件については、次の観点から、さらに、適切な基準の検討を進めるべきである。

- ・ 必要専任教員数、備えるべき施設設備、校地・校舎面積については、大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を設定する(校舎面積等については、小規模の専攻等に対する基準の整備についても検討する。)

## 〔制度具体化の方向性〕

### i) 教育条件

- 必要専任教員数(教授の割合を含む。)、備えるべき施設設備、校地・校舎面積については、大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を設定する。
  - － 校舎面積及び必要専任教員数については、小規模の専攻等に対する基準を整備する。
  - － 校地面積や運動場・体育館については、新たな機関の教育活動の特性を踏まえるとともに、社会人への教育を主要な機能に位置付けた機関として、多忙な社会人学生の通学・利用の利便性等を考慮した立地・施設確保等の観点にも留意し、弾力的な対応が可能な基準を設定する。

### 《参考》大学・短大・専門学校の必要校舎面積の最小規模基準

大学; 収容定員200人規模 短大; 入学定員50人規模 専門学校; 生徒総定員40人規模

### 《参考》大学・短大・専門学校の必要最低専任教員数の最小規模基準

大学; 収容定員200人規模 短大; 入学定員50人規模 専門学校; 生徒総定員80人規模

### 《参考》現行の大学・短期大学におけるキャンパスに求められる機能・役割についての考え方

〔大学設置基準等の改正における空地・運動場に関する特区制度の全国化についての議論のまとめ  
(平成24年3月12日 第103回大学分科会)より〕

- 「○ キャンパスは、質の高い教育研究活動や、学生支援、学生の発意に基づく様々な活動のために必要な空間を保障するもので、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、豊かな人間性を涵養するために必要な大学の構成要素である。具体的には、
- ・ 質の高い授業を通じた広い知識と高い専門性を育む教育研究活動を支え、学生の学修の定着を図り、高度な学術研究を行う空間として、
  - ・ 多様な資質能力と興味関心、背景を有する学生と教職員等の当該大学の構成員が、集団又は個人で、多様な活動や交流を行う全人的な人格形成を促すために必要な空間として、
  - ・ 開かれた大学として、地域の住民など、学生と教職員以外に開かれた公共性のある空間として、の機能・役割がある。
- 大学は、幅広い年齢層の多様な学生に教育機会を提供しており、その際、それぞれの学習者のニーズを踏まえた学習環境等を整備している。その中で、学士課程や短期大学の課程の教育については、20歳前後の学生が多く、初等中等教育までの基盤を踏まえ、学生の人格形成機能や生涯にわたる学習の基礎を培うことが重要であり、そのためにも、学修の定着や多様な活動を可能とする空間を保持するという観点が一層求められる。」

## ⑥同時に授業を受ける学生の数に関する基準

### 【審議経過報告における記述 (p23)】

#### 《教育条件》

- …新たな高等教育機関の教育条件については、次の観点から、さらに、適切な基準の検討を進めるべきである。
- ・ 一の授業科目について同時に授業を受ける学生の数については、大講義室等での一斉指導中心の授業ではなく、実践的な職業教育の授業を効果的に実施できるようにする観点から、適切な水準を設定する(教員配置の充実と相まって、実習等における少人数指導体制など必要な体制を確保する。)

### 〔制度の具体化の方向性〕

- 同時に授業を受ける学生の数については、例えば、原則として40人以下とする

※ 教育上必要があり、十分な教育効果を上げることができる場合以外は、40人以下を義務付け。

### 《参考》同時に授業を受ける学生数に関する専修学校設置基準、大学設置基準等の定め

#### ・ 専修学校設置基準

第6条 専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

#### ・ 大学設置基準 (短期大学・大学院・専門職大学院設置基準においても同旨規定)

第24条 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

## < 審議経過報告「第Ⅳ章 2.(3)制度全般にわたる事項」関係 >

### ⑦学位の種類・表記の在り方

#### 【審議経過報告における記述 (p24・25)】

##### 《学位の種類・表記》

- 授与する学位の種類・表記については、世界の高等教育機関における学位授与の標準的な在り方や、我が国における既存の学位制度との整合性等も踏まえつつ、実践的な職業教育の成果を徴表するものとして相応しい設定の方法を検討する。
- なお、新たな機関の修了者に授与する短期大学士相当の学位については、現行の短期大学における短期大学士の学位や、高等専門学校における準学士の称号との関係にも留意しつつ、その在り方を検討する必要がある。

#### 〔制度具体化の方向性〕

##### i) 学位の種類

- 世界の高等教育機関における学位授与の標準的な在り方を踏まえ、新たな機関においても、学位の種類としては、現行の大学・短期大学と同様、「学士」・「短期大学士」の学位を授与する。

##### 《参考》世界の高等教育機関における学位授与の標準的な在り方

- ・ 学士レベルでは、研究学位と職業学位の区分は設けられず、Bachelorが、このレベルで唯一の学位とされる傾向にあり、総合大学と専門大学等のいずれの修了者に対しても、Bachelor's degreeを授与する形が、世界的に見ても一般的になってきている。
- ・ 短期高等教育レベルの学位については、英語名称では同じassociate's degreeを称するものの中に、多様なものが存在するが、実態として、そのプログラムは職業志向のものが多くを占める。

##### ii) 学位の表記

- 現行の大学・短期大学の学位には、専攻分野の名称を付記するものとされているが、新たな機関では、これに加え、職業実践知に基づく教育を併せ行い、専門職業人の養成を目的とする課程の修了を証するものとして、「専門職業」又は「専門職」の字句を併せ付すものとする。

##### 【新たな機関が授与する学位の種類・表記】

・「学士(専門職業○○)」又は「学士(専門職○○)」 ※○○は専攻分野の名称

- 学士課程相当の課程を提供する機関(修業年限4年)の一貫制課程修了者及び区分制・後期課程修了者に授与

・「短期大学士(専門職業○○)」又は「短期大学士(専門職○○)」

- 学士課程相当の課程を提供する機関(修業年限4年)の区分制・前期課程修了者及び短期大学士課程相当の課程を提供する機関(修業年限2年又は3年)の課程修了者に授与

## ⑧ 名 称

【審議経過報告における記述 (p25)】

《名称》

- 例えば、「専門職業大学」等の名称が考えられるが、大学体系に位置付き、専門職業人材の養成を担う実践的な職業教育機関として、相応しい名称を検討する。

〔制度具体化の方向性〕

- 新たな機関は、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力の育成を目的とし、大学制度の中に位置付けられる機関であり、その名称については、
  - － 学士課程相当の課程を提供する機関は「専門職業大学」又は「専門職大学」、
  - － 短期大学士課程相当の課程を提供する機関は「専門職業短期大学」又は「専門職短期大学」とすることが考えられる。

## ⑨ 大学院設置の在り方

【審議経過報告における記述 (p25)】

《設置形態》

- …学士相当の学位取得に導く課程(修業年限4年の課程)を置く機関については、これへの大学院設置の在り方について、今後、検討を要する。

〔制度具体化の方向性〕

- 学士課程相当の課程(修業年限4年)を提供する新たな機関の設置者が、更に、大学院(例えば、専門職大学院など、独立大学院を含む。)を設置することを可能とする。
  - ※ 独立大学院と大学の学部に基礎を置く大学院とでは、専任教員数の取扱いに違いがある。
    - ・ 独立大学院 ; 文部科学大臣が定める数の専任教員を置く。
    - ・ 大学の学部に基礎を置く大学院 ; 文部科学大臣が定める専任教員を置く。ただし、教育研究上支障を生じない場合、学部等の専任教員がこれを兼ねることができる。

## ⑩ 財政措置の在り方

【審議経過報告における記述 (p25)】

《財政措置》

- 新たな高等教育機関に対する財政措置については、実践的な職業教育を行い、専門職業人材の養成を担う高等教育機関として相応しい措置の在り方について、検討する必要がある。

〔制度具体化の方向性〕

- 学生に対する修学支援や教員に対する研究助成、競争的資金や基盤的経費の措置を図ることを基本とし、その財政措置の在り方について定めていく。その際、改革に積極的に取り組む既存の高等教育機関への支援が維持・充実されるようにするとともに、産業界や関係省庁と連携した多角的な資金の導入を図る。

## < その他 >

### ⑪他の教育機関との関係

#### i)大学・短期大学との関係

- 大学、短期大学が、一部の学部、学科を転換させるなど、新たな機関を併設し、より多様な学習機会を学生に提供することにより、一層魅力ある職業人養成機能を発揮できるようにする。

※ 既存の学部、学科と新たな機関とのダブルメジャーや共同教育課程の提供等、大学、短期大学やその学生にとっての選択肢の拡大を可能とする など

#### ii)高等専門学校との関係

- 新たな高等教育機関の制度化を踏まえ、高等専門学校と新たな機関、大学等との連携の在り方、高等専門学校(同専攻科)修了者への学位授与の在り方等についても、高等専門学校の充実に関する調査研究協力者会議での議論を踏まえ、今後、更に検討を進めていく。

#### iii)専門高校との関係

- 専門高校から新たな機関への進学者に対しては、モジュール制の活用等により、より専門的な科目を初年次から履修させたり、必要に応じ、基礎・教養教育の補充・強化を含め、より幅広い学修の機会を提供したりするなど、これら学生のニーズに合った柔軟なプログラムの編成を行えるようにする。
- 新たな機関による専門高校の教育活動への支援(出前授業、カリキュラムの連携・接続など)を促進する。



# 新たな高等教育機関の制度と教育活動の特徴(制度の具体化イメージ例)

## 養成する人材

- ◎ 変化への対応が求められる中で、基礎・教養や理論にも裏付けられた優れた技能等を強みに、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引していくことのできる人材

### 【新たな機関で養成する人材に(将来的に)期待する役割】

※ 企業等の活動の次のような側面を先導する者となることを期待

- 生産・サービスの現場で中核的な役割を担う人材等として
  - ・ 生産・サービスの工程の改善やこれを通じた生産性の向上
  - ・ 高度な技能や洗練された技術・ノウハウによる優れた商品・サービスの提供 など
- その専門性をもって、自ら事業を営み、又はこれを補佐する人材として
  - ・ 新たな付加価値の創造、これを活かした新しい商品・サービスの考案
  - ・ 新規事業の創出、強みのある製品・サービスを活かした新規市場の開拓 など

- ◎ 高等教育の終了・入職時点で、専門的な業務を担うことのできる実践的な能力とともに、変化に対応し、自らの職業能力を継続的に高めていくための基礎(伸びしろ)を身に付けた人材

### 《成長分野等で求められる人材例》

例えば、IT分野で、新たなアイデアの構想・提案等も行うプログラマーやCGデザイナー等 / 観光分野で、接客のプロとして活躍するとともに、現場におけるサービス向上の先導役を果たす人材 / 農産物を生産しつつ、直売、加工品開発等の事業も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導する人材 など

実践的な職業教育を提供するための独自の基準を整備。  
そうした教育を行うことを制度的に義務付けられた機関として明確化。

### 修業年限

- ◎ 2・3年制及び4年制の複数の修業年限を制度化。  
※ 高卒後の学生のほか、社会人学生、編入学生など、多様な学習者に、多様な学習機会の選択肢を提供
- ◎ 4年制課程については、前期・後期の区分制課程も導入。  
※ 前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関から編入学する、社会人が学び直しのために後期から編入学するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを想定  
※ 前期修了時に職業資格を取得した上で、後期においては、有資格者であることを前提とした専門実務実習を行うなど、より実践的な職業教育プログラムの提供も可能に

### 教育内容・方法

- 《実践的な職業教育のためのカリキュラム》
- ◎ 分野の特性に応じ、卒業単位のおおむね3～4割程度以上は、実習等(又は演習及び実習等)の科目を修得。
- ◎ 分野の特性に応じ、企業内実習等を、2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履修。  
\* 設置基準等により義務付け
- 《産業界・地域等のニーズの反映》
- ◎ 産業界・地域の関係機関との連携により、教育課程を編成・実施する体制を機関内に整備(教育課程編成・実施委員会の設置など) \* 設置基準等により義務付け
- 《多忙な社会人等が学びやすい仕組み》
- ◎ 社会人等をパートタイム学生や科目等履修生として積極的に受け入れる仕組みや、短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備。  
※ 長期履修制度の活用、学内単位バンクの整備、モジュール制の導入促進、修業年限の通算・単位認定に関する制度の弾力化

教  
員

- ◎ 実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。
  - － **必要専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員とする。**
  - － さらに、**その半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。**  
\* 設置基準等により義務付け
- ◎ 設置認可時の教員資格審査では、実務家について、その実務卓越性に基づき、教員としての資格を適切に評価。
  - ※ 保有資格、実務上の業績、実務を離れた後の年数等を確認。

入  
学  
者  
の  
受  
入  
れ

- ◎ **専門高校卒業生、社会人学生**など多様な学生を積極的に受け入れることを、努力義務化。
- ◎ 入学者選抜では、**実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮**し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価。

質  
保  
証

- ◎ 質の高い実践的な職業教育を行う機関としての相応しい設置基準等を制定。
  - ※ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、**校地面積や運動場等については、弾力的な対応が可能な基準を設定。**
- ◎ 各授業科目について同時に授業を受ける学生数を、**原則40人以下**とすることを義務付け。
- ◎ **大学・短大と同等又はそれ以上に充実した情報公表**を義務付け。
- ◎ 認証評価については、**専門団体との連携により、分野別質保証の観点を取り入れた評価**を導入。
  - ※ 情報公表及び評価に当たっては、学生、企業等の視点からのできる限り客観的な指標を採り入れ。

研  
究  
機  
能  
の  
位  
置  
付  
け

- ◎ 新たな機関の機能は実践的な専門職業人養成のための「教育」に重点を置くが、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める。
  - **職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向**

学  
位

- ◎ **実践的な職業教育の成果を徴表するものとして相応しい学位名称**を設定。
  - ※ 現行の大学・短期大学の学位には、専攻分野の名称を付記するものとされているが、新たな機関では、これに加え、**専門職業人養成のための課程の修了を証するものとして、「専門職業」又は「専門職」の字句を併せ付すものとする。**
  - 【**新たな機関が授与する学位の種類・表記**】
    - ・「学士(専門職業○○)」又は「学士(専門職○○)」
    - ・「短期大学士(専門職業○○)」又は「短期大学士(専門職○○)」※○○は専攻分野の名称

設  
置  
形  
態

- ◎ **大学、短期大学**が、一部の学部、学科を転換させるなど、**新たな機関を併設**し、より多様な学習機会を学生に提供することも可能に。

## 「審議経過報告」における新たな高等教育機関の 制度的特徴に関する記述【抜粋】

### 第Ⅱ章 高等教育における職業人養成の現状と課題

#### 2. 職業教育の課題と求められる対応

##### (2) 高等教育における課題と対応

(中略)

- ……現行の大学・短期大学は、幅広い教養教育と学術の成果に基づく専門教育の中で職業教育を行うものとされ、職業実践知に基づく技能の教育については、制度上、明確な位置付けがないままとなっている。
- ……技能と学問の双方の教育を融合し、強化した仕組みが必要と考えられる。新たな仕組みにより、変化に対応し、自らの職業能力を継続的に高めていくための基礎(伸びしろ)とともに、高等教育の修了・入職時点で、専門的な業務を担うことのできる実践的な能力を身に付けた人材を送り出していくことが重要である。
- 現行の大学等が、自らの判断で、技能教育との融合を進め、それらの人材養成を推進していくことも可能ではある。しかし、こうした教育への取組について、各大学等の判断に委ね、事実上の取組を待つのみでは、職業の多様化、流動化や地域の需要への対応などの社会の要請に迅速に答えていく上では十分といえない状況となっている。また、学問的な体系性を基盤とすることを重視した大学教育のみで、そうした需要の全てに対応することには限界もあると考えられる。これらのことを踏まえれば、職業実践知の教育に軸を置きつつ、学術知の教育にまで至る、実践的な職業教育に最適化した高等教育機関を新たに創設して対応することが、効果的と考えられる。

(中略)

- ……当該機関には、質の高い実践的な職業教育を提供するための独自の基準や、人材需要に即応した教育を機動的に行うための枠組み、社会人が学びやすい仕組み等を整備するものとし、こうした教育を行うことを制度的にも義務付けられた機関として明確化を図ることにより、我が国の高等教育における社会が求める専門職業人材養成の機能を、より高めていく役割を担うものとするのが適当である。
- ……既存の各高等教育機関が、今後もそれぞれの強みと特性を活かした職業教育の推進を図るとともに、技能と学問の双方の教育を行うことを明確にし、技能の教育に強みを持った新たな高等教育機関を加えることにより、それらが相まって、我が国の職業人材養成の格段の強化が図られることを期待したい。

## 第IV章 新たな高等教育機関の制度設計等

### 2. 基本的視点等を踏まえた制度設計の在り方

#### (1) 制度の基本設計

##### ア) 学士課程相当の課程を提供する機関

- ・ 当該機関の課程については、4年一貫制のほか、前期2年又は3年、後期2年又は1年の区分制にもできるようにすることを検討する。

#### (2) 具体的設計

##### ①理論と実践の架橋による職業教育の充実

###### (教育内容・方法)

- ・ …企業内実習など企業等と連携して行う授業等について、質の確保を図りつつ、一定時間以上の履修を義務付けるとともに、これを含めた実習等の科目全体の割合についても、一定割合以上を義務付ける。
- ・ それまでの授業等で身に付けた知識・技能等を統合し、真の課題解決力・創造力に結び付けるための総合的な演習科目を設定する。

###### (教員組織)

- ・ 各分野の特性にも配慮しつつ、専任の実務家教員を一定割合以上配置するよう義務付ける。
- ・ 理論と実践の架橋を担う教員として、研究能力を併せ有する実務家教員の配置を一定割合以上義務付ける。

##### ②産業界・地域等のニーズの適切な反映、産業界・地域等との連携による教育の推進 (新たな機関の教育活動における連携)

- ・ 企業等や産業・職能団体、地域の関係機関との連携により、教育課程を編成・実施する体制の整備を義務付ける。

###### (設置認可、評価など質保証における連携)

- ・ 専門団体との連携による分野別質保証の観点を採り入れた評価、情報公表等について、社会のニーズの変化への迅速な対応等も含め、効果的な導入方法を検討する。

### ③社会人の学び直し等、多様な学習ニーズへの対応 (教育内容・方法)

- ・ 多忙な社会人等向けに、パートタイム学生や科目等履修生として学ぶことができる機会を積極的に提供する。このため、長期履修制度の活用や学内単位バンクの整備、昼夜開講制の導入等を促進する。
- ・ 短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備する。このため、モジュール制の導入促進や、修業年限の通算、単位認定に関する制度の弾力化等を進める。

#### (教育条件)

- ・ 一の授業科目について同時に授業を受ける学生の数については、大講義室等での一斉指導中心の授業ではなく、実践的な職業教育の授業を効果的に実施できるようにする観点から、適切な水準を設定する(教員配置の充実と相まって、実習等における少人数指導体制など必要な体制を確保する。)

### ④高等教育機関としての質保証と国際的な通用性の担保、実践的な職業教育に<sup>ふさわ</sup>相応しい教育条件の整備 (教員)

- ・ 実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付ける。・・・
- ・ 実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付ける。設置認可時の教員資格審査では、実務家について、その実務卓越性に基つき、教員としての資格を適切に評価する(保有資格、実務上の業績、実務を離れた後の年数等を確認する。)

#### (質保証の仕組み)

- ・ 質の高い実践的な職業教育を担う機関としての<sup>ふさわ</sup>相応しい設置基準等を制定する。・・・
- ・ 教育研究活動等の状況に関しては、現行の大学・短期大学が実施しているのと同様、又はそれ以上に充実した情報公表を義務付ける。
- ・ ...大学・短期大学と同様、自己点検・評価、認証評価機関による評価を義務付ける。認証評価に関しては、分野別質保証の観点を取り入れた評価の導入も検討する。
- ・ 情報公表及び評価に当たっては、産業界等をはじめとしたステークホルダーに対し、各機関の教育の質や学生の学修成果をわかりやすく明示していくものとする。そのため、できる限り客観的な指標を取り入れることについて検討する。

### (3) 制度全般にわたる事項

#### (研究機能の位置付け等)

- 新たな高等教育機関の機能は、実践的な専門職業人養成のための「教育」に重点を置くものとなるが、大学体系に位置付く機関として、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含めるものとする。その場合、新たな機関は、職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向するものであり、学術上の探求そのものに自己目的化した研究を目指すことが主目的でないことに留意が必要である。

#### (制度上の位置付け・目的)

- 新たな高等教育機関については、・・・専門性が求められる職業を担うための実践的な能力の育成を目的として、深く専門の学芸を教授研究することに加え、卓越・熟達した実務の経験に基づく実践的な知識・技能の教授を併せ行うことが、その制度の特徴となると考えられる。

#### (学位の種類・表記)

- 授与する学位の種類・表記については、世界の高等教育機関における学位授与の標準的な在り方や、我が国における既存の学位制度との整合性等も踏まえつつ、実践的な職業教育の成果を徴表するものとして相応しい設定の方法を検討する。